

都市づくり部建築審査課審査係の安全対策の通知の見送りについて第三者による事実調査と、改めて現地調査と安全対策を通知の再開を求める請願

請願の要旨

- 1 拙宅裏に聳える二種類の擁壁【1 玉石積み擁壁、2 簡易ブロック擁壁】について36年余にわたり市担当による現地調査（拙宅裏から）していただきそれを基に安全対策を求める通知が出されてきた。私自身数回現地調査に立ち会い【両者に勧告を出す強制力はないです】とも聞いた。**注1**
- 2 令和2年擁壁のある裏住宅【1155-5】が売りに出され、境界確定の測量にも又擁壁撤去工事関係者との見積もりにも立ち会ってきたのだが、3年5月7日、裏の空家がリフォーム中に驚き慌てた。擁壁撤去工事する筈なのに【4月25日】既に売却されていた。驚き登記簿も取り寄せ、売主4名に手紙で経緯を聞いたが何の返答も無しだった。そこで審査課に数回事情を聴いたところ、2月にk係長以下2名で現地に境界確認に出かけていたこと。当該地【1155-5】には老夫婦が待ち受けており何か言われ、測量途中の仮杭まで見せられたとか等誠実に答えてくれた。  
**そして、なんと令和3年4月から従来の扱いが変更され、課の方針になったことが判明した。課員はその理由はわからなかった。結果従来の現地調査が行われなくなってしまったのだ。そして通知も出されなくなってしまった。それもたった一枚の通知で・・・**
- 3 4月以降1155-5の新所有者に擁壁工事の件などを文書で訴えたところ3年5月21日新所有者が義父共々来宅され、見せられたのが以下の問題の不正通知である。しかも内容には虚偽記載まであった。  
一部抜粋する。

2021年3月31日

宛名マスキング

20町都開第473号の2

町田市長 石坂 丈一

宅地の安全対策について（通知の見送りについて）

2021年3月19日に電話でご要望いただき有難うございます。

ご要望に対して回答いたします標記の件について、今年度、現地調査を行った結果、通知の対象地（山崎町字七号1155-5）に安全対策が必要と考える擁壁が含まれないと思われるため**通知を見送ることといたしました。**

開発審査課開発審査係 担当 S、I

当通知は、売買の席で売り手から「もう安全対策をしろとは言われることはない」と言われ、この通知<473号の2>を見せられ、安全だと思い購入したと証言した。

何たることか。令和2年コロナ禍にあってほぼ一年がかり、測量に、擁壁撤去の土木業者とも現場で立ちあった。更には仲介業者が審査課が撤去工事の件でポイントがどうのこうのとうるさいので、一緒に審査課に行って欲しいと依頼され10月には審査課にも出向いたのだ。担当者からは擁壁が撤去されさえすれば問題ないとまで確認までした。K係長もそばにいて聞いてもいて擁壁撤去工事の件も熟知していた筈ではないか。そのk課長兼係長が事もあろうに、一本の電話??であのような通知を出したのか???

法令や条例が変わったからなのか??否。否だ。変わってなどいない。

この通知の見送りは危険な擁壁の存在を敢えて隠蔽した通知である。測量も途中で中止したとか。結果、官地境界が確定していないにも関わらず、現地調査の結果として虚偽記載した行政通知なのです。

#### 4 何故だ???

凡36年もの間、長期に継続して行政指導をしてきてくれた歴代の担当者による擁壁下からの現地調査と安全対策の勧告通知であった。にもかかわらず出される筈の勧告通知が何故見送りとなったのか。 **注2・開示結果有り**

同年4月から安全対策の勧告通知が見送られ廃止された。結果当通知が売買に悪用されてしまったのだ。審査課が売買に当たり便宜供与したことになるのではないのだろうか。法的には???

- 5 3年6月不正通知についてk審査係長(兼課長?)に面会し不正を訴えたが、席上嘘をつかれ恫喝された。「市は売買には関与してはいない。電話した者が判るなら連れてくれば全部本当の事を話してやる。情報開示請求したければしたら良い・・・」これが市の公務に携わる者の言う言葉であろうか。怒りがこみ上げたが1時間近くで打ち切れ、それ以降は二度と会おうとはしないし説明もしないのであった。しかも「もうあんたとは話すことはない、いくらほんとのことを話しても信用してくれない」とk課長から電話。そこで回答延期を通知してきた■■■■特命担当課長に面会をするよう広聴課・Y課員に【6月24日】訴えたところ。わざわざ8階審査課に出向き当方の要求を申し入れたが、k課長に課の方針だと断られた。(6月28日)ともかく会おうとしない。

それ以降種々文書でも訴えたが、出された7月5日の回答<21町都開第88号の4>に疑義が多数。主たる理由として

<擁壁が財務省所有地にあるため><市が許可した擁壁ではない>だった。おかしい。問題がすり替えられているではないのか。危険はどこへ行ってしまったのだ。市審査課は今更関係ないというのか。これは欺瞞だ。歴代の担当者が営々と続けられてきた行政指導。市民を守るべきお立場で出されてきた安全対策の勧告通知は何だったのか。 (情報開示結果との齟齬)

- 6 不正通知を認めない為、上司の町づくり部長二人に訴えたが、なんと自らは不正を調べず文書回答もせず【広聴課廻し】にして責任を回避した。広聴課は廻された文書を単に<見送り通知>を出した審査課に戻した。広聴課は審査課の回答を焼き直して広聴課回答とした。そのため事実関係は解明されずに終わった。しかも文書が水増しされていた。部長には5, 6点だったが・・・。現在の『市長への手紙』制度の欠陥だ。  
9月以降いくら市長宛てに訴えても、また新たに現地を見るよう要請しても棟に釘。市長に生の声も届かない結果になった。
- 7 そこで広聴課係長の助言で最終的に市長部局総務部総務課長、職員課長に訴えたが「虚偽は認められない」の一行のみ回答であった。独自調査はされずに幕引きされた。右に倣えの役人様の答えだった。
- 8 市主催<弁護士相談 8月>では不利益処分、国家賠償法一条に抵触するとは言われたが目下の処市内には市相手の面倒な裁判をする法律事務所はない。

結局、事実関係は解明されず、危険な擁壁の築造責任が曖昧にされた上に擁壁撤去の可能性までが消滅する結果となった。崩れでもしたらどうなるのか

元の所有者は通知の見送りの結果、安全対策の勧告通知がされることが無くなってしまった。免罪符を手に入れたようなものだ。現に現所有者は7月28日■■課長に会ったところ「擁壁は問題ない。補修する必要もない」と言われ安心しきっている。当擁壁の安否を判定できる能力があるのか。又官地には関わらないために通知の見送りをしておきながら、この発言は何なのだろう？（官地に関わらない為という証言は8月11日市情報室で■■課員から）

危険な擁壁とその裏には多量の土盛り状態で放置されているのです。今後擁壁の崩壊などが起こってからでは遅いのです。擁壁築造の責任など、築造者死亡の場合等問題はどこに行くのか等、法的な問題も残ります。

現行の「市長への手紙」制度=広聴課制度では聞こえは良いが{生の訴え}が市長に届かない今回のケースもあるのです。なんらかの改善は図れないでしょうか。部や課の不正を糾す組織はないのでしょうか。

今回都市づくり部部長の異動を知り、改めてHI部長、ku部長に訴えを送りましたが又も審査課に廻されたのでした。何を訴えても当方の言い分を一切聞かないという処分は不利益処分であり不当です。

<20町都開473号の2>安全対策通知【通知の見送り】は正しい行政と言えましようか。建築上、築造物等、安全性の観点から市民の命を守ろうとされた過去の市行政が歪められた結果です。官地とか民地とかの問題ではないのではないのでしょうか。

擁壁【2】はどうなのでしょう。現実に簡易ブロック擁壁のすぐ際に家が建てられているのです。ここは官地なのでしょう。それとも民地なのでしょう



か。建築確認がされてこそ家が建てられたと考えますが???

これらの件は擁壁の安全か否かの判断とともにぜひとも専門家による査察が必要と考えます。

歴代の担当者は危険なものは危険だと認定されての行政指導だったのですがこの正しい行政指導が問題のすり替えで歪められてしまったのです。

面倒な官地には関わらないでおこうと考え、あの出鱈目ともいえる不正通知が出され、歴代の担当者が営々と継続されてきた現地調査が廃止され、出される筈の安全対策通知が出されなくなったこのお役人の不正行政を議員様方はどうお感じになられましょうか。

この度敢えて請願という非常手段をとらせていただきましたが、必ずしも請願がなじむとも思えません。しかしながら審査課の上司に当たる都市整備担当部長、都市づくり部長に訴えても自らは不正を調べず広聴課廻し、広聴課には調べる能力はなく、単なる審査課の出した回答の受け売り回答。その後の訴え市長宛ての文書はすべて決着済みとのことで無視され続けてきた結果です。

どこへ、どう訴えたら良いのでしょうか。どうしたらこのような不正が糾されるのでしょうか。不正の事実が風化していくことには耐えられません。是非事実調べの基正しい行政指導が行われますよう議員様方の後押しなしには成就しないのです。

市行政をチェック、糾すのは議員様方しかおられないのです。議員様のお立場上、市行政にクレームすることは議員様にとってもお辛い事でしょうが・・

今回勇気ある紹介議員様の了解のもと市議会の議員各会派にも文書で訴えさせていただいたところですが、何卒正しい行政指導が再開されますように、会派を超えて請願の採択をただただお願いする次第です。

#### 請願の項目

- 1 <20町都開第473号の2>の真偽、事実関係及び擁壁の危険の有無等の究明を町田市が専門家（法律、建築）による第三者で行うようにしていただきたい。
- 2 改めて町田市が現地調査を実施し、擁壁二種類の危険の有無をそれぞれの所有者に安全対策を求める通知の再開（行政指導）をお願いしたい。
- 3 無番地における危険な築造物について町田市が国と協議行って頂きたい。

以上、ここに請願させていただきます。